

○庄原市地域ごみ集積所設置補助金交付要綱

平成17年3月31日告示第91号

改正

平成19年3月30日告示第60号

平成21年3月31日告示第52号

庄原市地域ごみ集積所設置補助金交付要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、地域が一体となって新たにごみ集積所を整備する地域に予算の範囲内において補助金を交付し、地域の環境、景観を保持し、公衆衛生の向上に寄与するため、当該補助金の交付に関し庄原市補助金交付規則(平成17年庄原市規則第46号)に規定するもののほか必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象)

**第2条** 地域が一体となって、ごみを搬出している地域において、地域の代表者(以下「地域代表者」という。)を中心に、地域の実情に応じて地域ごみ集積所(以下「集積所」という。)を整備する地域を対象とする。

(補助対象経費)

**第3条** 補助対象となる経費は、集積所を整備(修繕に係るものを除く。)するのに直接必要な経費(以下「直接経費」という。)のみとする。

2 直接経費とは、集積所設置に要する経費であって、用地の確保、造成等に必要な経費その他市長が補助対象とならないと認める経費を除いた経費とする。

(補助率及び限度額)

**第4条** 補助率は、直接経費の2分の1以内とし、補助金の額は、4万円を限度(100円未満切り捨て)とする。

(集積所整備要望)

**第5条** 集積所を整備しようとする地域は、地域代表者(以下「要望申請者」という。)が事前に集積所整備要望書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。ただし、事前に要望書を提出する暇がないと市長が認めるときは、次条に規定する申請と併せて要望書を提出するものとする。

2 市長は、前項定める要望書を受領したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金内定通知書(様式第2号)より、要望申請者に通知するものとする。

(交付申請の手続)

**第 6 条** 前条第 2 項に定める内定の通知を受けた者（以下「申請者」という。）は、交付申請書（様式第 3 号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 見積書
  - (2) 平面図及び姿図
  - (3) 集積所設置予定地位置図
  - (4) その他市長が必要と認める書類
- （交付決定）

**第 7 条** 市長は、前条に定める申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付（変更承認）決定通知書（様式第 4 号）により申請者に通知するものとする。

2 前項に定める交付決定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当該決定の通知を受けた後に、集積所整備に着手するものとする。

（申請の変更）

**第 8 条** 交付決定者が、次に掲げる事項に該当するに至ったときは、直ちに、変更承認申請書（様式第 5 号）に必要な書類を添えて市長に提出し、変更承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象となる経費の変更又は申請の取下げ
- (2) その他主要事項の変更

2 前項に定める変更承認申請書に必要な添付書類は、次のとおりとする。

- (1) 変更後の見積書
- (2) 変更後の平面図及び姿図
- (3) 変更後の集積所設置予定地位置図
- (4) その他変更に必要な書類

（完了報告書及び補助金の交付）

**第 9 条** 交付決定者は、集積所が完了したときは、完了報告書（様式第 6 号）に次の書類を添えて、交付請求書（様式第 7 号）とともに市長に提出しなければならない。

- (1) 整備写真（着手前から完成までのもの）
- (2) 請負業者の発行した請求書の写し又は直接経費の領収書
- (3) その他市長が必要と認めるもの

2 市長は、前項に定める完了報告書及び請求書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

**第10条** 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 集積所が妥当性を欠くと認めるとき。
- (4) 交付決定、変更承認を受けないで、着工、変更又は廃止したとき。
- (5) その他市長が補助するのに不相当と認めるとき。

(整備状況の確認及び指導)

**第11条** 市長は、補助金の適正執行に努めるため、必要に応じて現場確認、指導を行うものとする。

(維持管理及び疑義)

**第12条** 集積所の維持管理は、地域において行うものとする。この場合において、市長は、定期的に、又は期日を定め、集積所の状況確認を行い、適正に維持管理されていないときは、交付決定者（交付決定者が変更となった場合は、その地位を継承した者。次項において同じ。）を通じて指導、助言を行うものとする。

2 集積所において発生した疑義、トラブル等は、交付決定者がこれを統括し、地域内解消に努めなければならない。その他必要に応じ市の指導、助言を受け、解決するものとする。

(その他)

**第13条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の西城町及び比和町のこの告示に相当する規定（以下これらを「合併前のこの告示に相当する規定」という。）によりなされた処分、手続きその他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

3 施行日の前日までに、合併前のこの告示に相当する規定により交付決定を行った補助金については、なお合併前のこの告示に相当する規定の例による。

#### 附 則（平成19年3月30日告示第60号）

(施行期間)

1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日の前日までに、改正前の規定により交付決定されたものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成21年3月31日告示第52号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行日の前日までに、改正前の規定により交付決定されたものについては、なお従前の例による。

様式 (省略)